

美川 圭著

『院政の研究』

井原今朝男

本書は、著者がこれまで発表してきた論考をまとめた論文集であり、院政の政務についての単著としては研究史上最初のものであろう。これまでの研究史では、五味文彦『院政期社会の研究』（山川出版社、一九八四）に代表されるごとく、平安後期から鎌倉時代にかけての社会を分析することによって、古代社会から中世社会への歴史的転換期を明らかにしようとする視点が暗黙の前提になっていた。しかし、本書は、「平安後期から鎌倉期までの院政を一貫して捉えようという」（二八三頁）意図の下に、公卿議定制・院伝奏・関東申次・朝廷裁判などを分析し、この時期の政務の変遷を明らかにしようとする。言い換えれば、本書は院政を平安後期から鎌倉期までの政務の変遷として分析した政治構造論である。それが本書の特徴であり、同時にそこに問題点と今後の課題が含まれているともいえよう。

1

本書の構成とその初出年次を整理すればつぎのようになる。

序論	問題の所在―院政の研究史	一九九三
一章	平安時代の政務とその変遷	一九九四
二章	公卿議定制から見る院政の成立	一九八六
三章	公卿議定制の類型とその性格	一九九一
四章	寺社問題から見る院政の成立	一九九四
五章	撰関政治と院政	新稿
六章	院政における政治構造	一九八八
七章	関東申次と院伝奏の成立と展開	一九八四
八章	院政をめぐる公卿議定制の展開	一九九一
終章	総括としての院政論	一部一九九三

目次と成稿一覧から筆者のこれまでの研究経過をみると、最初に鎌倉期の院政論をとりあげ関東申次と院伝奏との区別を明確にし政務の実態を解明した（七章部分）。つづいて鎌倉期の院評定制の起点として院御所議定制を取り上げ、それらと太政官政治での公卿評定制であった陣定との歴史的な相違がなにかを明確にしながら、白河・鳥羽院政における公卿議定制の多様性を分析（二章部分）し、さらに院政期の政治構造全体像を見通す（六章部分）。そのうえで研究史の薄かった後白河院政から後嵯峨院政期について分析し政務の変遷を在宅詰問・議奏公卿・院評定へというシェーマに仕上げる（八章部分）。最後に、院政と寺社権門との関係を分析し、政治史や社会構造論への関連を検討する（四章部分）。これ以外の一章部分は評者の『日本中世の国政と家政』（校倉書房）への批判、三章は坂本賞三・安原功両氏への批判、五章が再度坂本批判となっており、論争を通じて自説の確認と補強を行ったものである。こうしてみると、著者の研究は鎌倉期の

院政研究から院伝奏や院御所評定制の重要性を抽出し、その起点として平安時代後期における公卿議定制の多様な在り方を発見し、再度鎌倉期の院政にもどって政務の在り方Ⅱ公卿議定制の変遷史を再構成したという研究の軌跡を知ることができる。研究の進展が論理的にフィードバックして組み立てられている。論争においても相手の主張を正確にとらえ、真摯に誠実に問題を掘り下げようとする姿勢は好感がもてる。最近刊行される研究書の中には、研究史をきちんと踏まえず、先学の研究と自己の独自の部分とを区別することのない曖昧なものがまま見られるように思う。「シーザーのものはシーザーへ」という研究者の倫理が問われる時代だけに、著者の論争の姿勢を含めて学ぶべき点は多いといえよう。

以上から、本書の骨格が、平安後期から鎌倉期の院政を政務Ⅱ公卿議定制の変遷史として分析してみせた第二章・七章・八章にあり、その政務の在り方がどのような政治構造や社会構造と関連していたかについて分析した四章・六章がその展開部分と評価することができる。以下、著者の主張する要旨を紹介し、研究史上の意義について私見を記すことにしよう。

2

本書の第一の研究成果と特徴は、撰関政治から鳥羽院政期において、これまで陣定を中心に検討されてきた公卿議定制について、現任公卿の出席を原則とした陣定とそれ以外の場での議定(御前定・殿上定・院御前定・院殿上定・殿下直虚定・殿下定)との区別を明確にし、後者には撰関の出席、招集公卿の選定、前官の出

席がみられること(八一頁)、一一〇七年堀川天皇の死去とともに院御所議定(院御前定・院殿上定)が家政的次元をこえた国政上の問題をあつかう最高審理機関になったこと(七一頁)。しかも、陣定が太政官議政官会議の性格を長く維持した(四六頁)のに対して、それ以外の議定が太政官政治の形式を払拭した中世的な公卿評定の形式であった(五〇頁)。この諸点を明らかにした。この美川説に対して、天皇が臨席した御前定としての昼御座定があったとする安原功・坂本賞三両氏の説が提起された。三章はこの両氏への批判から、殿上定には天皇は原則として出席しないものとし、御前も空間概念であり天皇直属会議としての性格(九五頁)であったことを再確認する。坂本氏は、さらに一人諮問説と堀河死後の白河院政下ではそれまで殿上定で行われていた国家大事が院殿上定で審議されるという天皇・院との分掌説を提起した。五章は坂本説への批判である。その結果、一人諮問は内覧の職掌であり、国家大事をめぐる分掌説についても安原功説に基づきながら、院政期においても国家大事の叙位除目は御前定か殿下直虚定、改元・伊勢神宮は陣定、寺社強訴は多様な定であることを指摘し自説を補強する。国家大事と小事が院と天皇に分担されていたとする坂本説がなりたないことを明確にし、それに依拠しようとした石井進説をも批判する。一章では、評者の説について撰関・院政期に陣定が「衰退」したと主張しているとして、後白河院政期については同意できるが、撰関期については陣定が公卿議定制として機能しており井原説は当たらないと主張する。

これらの研究と論争を通じて、橋本義彦・土田直鎮・藤木邦彦ら諸氏の撰関期の陣定論と棚橋光男氏の提起した院政期の陣定論

との相違点と問題点が明確になり、太政官政治としての陣定と、中世的政治形態である院政下の公卿議定である「陣定以下の多様な議定」との歴史的な差異が明確になったことは誰もが認めるところであろう。美川説の研究上で果たした大きな役割はこの点にあるように思う。公卿議定制の多様な姿とその役割については、この美川説が学界の共有財産になっていくことはまちがいないと思う。

第二は、これまで研究が遅れているといわれた後白河院政から院評定制に代表される後嵯峨院政や聽断制の後宇多院政に至るまで、公卿議定制の変遷を一貫した論理で説明する政治構造論を明確にしたことがあげられる。

著者によると、後白河院政期は陣定が衰退し、院御所議定がそれにとつて代わる以前の時期であり、そこで然るべき人に諮問する在宅諮問が一般化した。諮問について意見を奏上する議奏公卿を頼朝が指名した制度は、一部の現任公卿のみを指定し彼等に多くの知行国を与えて院の専制を掣肘することを目的としたが、逆に貴族層の分裂を生み九条兼実によって放棄され文治記録所が設置された(二五二頁)。この時代、頼朝により院伝奏とは別に吉田経房のような関東申次が創設されており、女房伝奏が定着する後鳥羽院政下では坊門信清・西園寺公経が関東申次となり、承久の乱後は九条道家がその任にあつていった。後嵯峨院政開始による関東申次の編成換えは、後嵯峨院による道家の権限削減策であったという佐藤進一説を批判し、道家が実子実経を申次に就任させて西園寺実氏の就任を阻止したものとする(二〇四頁)。後嵯峨院政の院評定や後宇多院政の聽断制も、橋本・佐藤説のように

院の専制を抑制していたのではなく、権門の本所裁判権とともに相互に補完しつつ院への権力集中を促進した(二五三頁)とする。議奏公卿や院伝奏などについては本郷氏との論争があるが、議奏については本郷氏自身が認めたこと(『歴史学研究』六九二頁)、著者の理解に誤りはない。関東申次と院伝奏を明確に區別して議論したのも著者が最初であり、大きな前進面を切り開いた。また、鎌倉後期から南北朝期にかけて政治権力の専制化がいわれていたが、それが鎌倉前期からの院政の変遷とどのように関連しているのかについても解明しており、今後の朝廷政治史研究に新局面を切り開いた功績は大きい。

第三の成果と特徴は、旧来の太政官政治の機能が衰退するなかで、何故、院の主導権や院への権力集中が進行するか、その社会的歴史的メカニズムについて説明のメスが入られたことである。著者によると、鳥羽院政後期からは太政官の裁判機能が大きく後退を余儀なくされ(一六九頁)、それとは別系統で白河・鳥羽院政期に院庁や撰閥家を中心に本所の裁判機能が成長しており(一七五頁)、後白河院政では院中沙汰が院庁における二本所間、国司・本所間相論を審議していたとする。しかも、寺社強訴や騒乱での軍事的対応が必要となる事件は国家大事のひとつとして院御所議定で審議された。院政下の特徴とされるこうした事件は、下からの社会矛盾の問題というのではなく、院による寺社統制策のひとつとして院と上級僧侶との人的関係における人事介入が事件の発端になっていた(二二五頁)という。院の関係をした事件であるがゆえに院の責任で解決がなされるといふ論理(二二三頁)によって、院の主導権が表面化していったとする。

著者は本書の中で「鎌倉後期の公家政治制度研究ではやや無目的ともいえる制度の詳細が研究される傾向が一部にみられる」(二三四頁)という学界批判をしている。そうした問題意識があればこそ、院政下の政務の変遷を分析しながら、そのみを自己目的化することなく、院の権力集中の時代背景と社会的原因を究明しようとする姿勢を堅持しえたのであろう。史料の分析から一つの制度や現象を指摘することはだれでもがなしているが、それが如何なる理由に起因するものであるか、相互の連関を明らかにすることは容易ではない。院政期は中世社会への転換期であり、国家機関のみの分析では社会の全体像を解明することはできない。著者が、権門寺社や撰関家など本所権力についても目配りを忘れていないことの成果ともいえよう。

以上の拙い紹介によっても、撰関政治から後嵯峨・後宇多院政に至る中世の朝廷政治形態や公家政治構造を研究しようとする者にとつて、本書が欠くべからざる必読文献になっていることはうなずけるであろう。

ただ、説明や論証が不足し理解しにくかった点が二、三あるの
でそれについて触れておきたい。

3

その一つは「後二条関白記」寛治七年三月三日条をめぐる解釈論についてである。白河院が内大臣藤原実在に荘園整理令の対象について諮問したもので、その関連史料がまったくないため、白河院や撰関家の対応などをめぐって未解明な課題となっている難問である(坂本賞三『荘園制成立と王朝国家』三〇〇頁掲書房、

同「寛治七年荘園整理の議とその背景」『古代文化』三七―二二、一九八五)。著者は、翌八年十月三十日に「先内裏可作哉否事」が殿上定にかけられていることから、白河院は内裏造管・荘園整理の実施を計画し、撰関家側は公卿議定の支持を得ながら内裏造管を伊勢神宮遷宮終了まで延期しようとして対立していたという仮説を提起した(六七―六九頁)。確かに、頭弁季仲が荘園整理に反対したという解釈の坂本説よりは説得的である。ことに、白河院による寛治七年荘園整理の議が、内裏造管の議とセットであったことを明らかにした点は卓見である。ここまでは説得性が高い。しかし、そこから白河院と撰関家との路線対立をも想定することは読み込みすぎるのではなからうか。

著者は「寛治七(一〇九三)年頃になると撰関は政治の主導権をほぼ手中にしていた」(六七頁)という認識があるためにこうした判断をしたものと思う。しかし、『中右記』後二条関白記によると寛治七年(一〇九三)から嘉保二年(一〇九五)にかけて、前代から連続する内裏焼失と再建の繰り返し、そのうえ伊勢遷宮などが重なって諸国召物・所課や役工夫の負担が連続し、諸国亡弊・諸国の地方財政圧迫により受領層が役工夫不承引や不弁済の国解を提出し、その不当を訴える造管使解が太政官・行事所に集中していた。それゆえ、嘉保二年(一〇九五)には越中国石黒荘に天皇の仰せなしに院宣により宣旨を發し(拙著『一六八頁)、美濃国法勝寺住人による伊勢使凌礮事件では行事弁が内覧と院奏のみで執行していた(同『二二五頁)。政治的危機が進展するなかで、院と撰関家との共同執行の側面を見落としてはならないのではなからうか。路線対立説には説明がいま一つ不足なよ

うに思う。今後の関係史料の発見を待ったほうがよいように思う。

その二は、院御所議定の最高審理機関という性格規定についてである。著者は莊園権門の個別利害を調整する役割を果たした陣定は院政期にはその地位をほとんど放棄したと指摘する(六一頁)。「院御所議定は陣定や撰関のもとでの殿下議定、殿下直盧議定の上に位置する朝廷の最高審理機関となった」とする(六一頁)。院政にとつて、多くの多様な公卿議定制の中にあつて院御所議定こそが最高の審理機関で、その評価に軽重の差があるものとして位置づけられている。しかし、その一方で、「国家大事すべてが議定において内裏殿上(御前)定から院殿上定に移つたなどという事実はまったくないことである。国家大事とされるものの多くが、意外なほど院政の確立後も内裏つまり天皇のもとで審議されている」(一一一頁)と指摘する。この主張によれば、院政下での多様な議定制が併存するように理解される。

こうした主張の揺れは、院御所議定制の確立時期についての叙述にもみえる。「院御所議定の確立に端的にみられるような鳥羽即位後(堀河死後)の院政の確立」(一一五頁)とか、「後三条親政以降は陣定からこれ以外の議定への変化がうかがわれる」(一一五頁)という表現からすれば、著者は後三条・白河院政下で院御所議定が確立したと主張しているように読み取れる。ところが、他方では「院政期になるとその前半期(白河・鳥羽院政期)には陣定も所領相論を中心とした訴訟問題を扱っていたように実質的な機能を果たしていたが、次第に従来の律令制下の議政官会議の性格を払拭した形式の議定(御前定・殿上定・院御所議定・在宅諮問など)が中心となつていく傾向があらわれる」(三五頁)と

述べる。ここでは、白河・鳥羽院政期ではまだ陣定が実質的な機能をもっていたとする。院御所議定は確立していなかったことになる。さらに、「後白河院政期になると陣定の機能は衰退し、前代の役割を果たしえなくなつており、院御所議定がその機能を吸収する態勢も形成されなかつた」(二二三頁)とする。ここでは、後白河院政下においても院御所議定が陣定の機能にとつてかわることができなかつたという。結局、著者の主張は、陣定にかわるそれ以外の多様な公卿議定制への移行という点では整合性がとれているものの、院政下の多様な公卿議定制の中における院御所議定の評価と位置づけについては多少の未整理・混乱がみられる。

これは、著者が公家政治構造を院政のみに代表させ、天皇親政や撰関政治をも含んだ全体の統一した視点から議論を組み立てようとしないう方法論上の限界に起因しているように思える。私は、撰関・院政期には多様な議定の住み分けが進行していくなかで、議定制そのものが形骸化するものと理解しているので、著者のように、院御所議定のみを最高審理機関であると無理な規定をする必要はないように思う。あるいは評者の誤解であらうか。

4

最後に、望蜀の言として、著者の方法論あるいは分析視角に關して一、二気付いた点を記し、評者への批判点についても言及させていたきたい。

その第一は、著者が本書の分析の中核とした公卿議定制が、当時の国家意志決定システムにおいていかなる位置と役割を占めていたかについて、奏事との関連において説明が不足しているの

はないかという点である。

中世の公家・武士政権とも決裁権の行使である「奏事」と、意見具申・判断材料の整理である「議定・評定」とは意志決定の際の二大手段であった。ことに後者は、決裁権者がより多くの支持者を獲得し、由緒・道理ある判断を求めようとするための必須の条件とされた。それゆえ、「奏事」と「評定」との間には絶えず制度上も政治的な力関係においても矛盾と緊張が存在していた。撰関・院政下では陣定以外の定がいずれも「内々定」として出でくる。その多様さは著者の解明したとおりであり、私も異論はない。しかし、それらは、奏事との関係で実施されたものである。御前定・殿上定は天皇の奏聞、院御前定・院殿上定は院奏、殿下直慮定・殿下定は内覧にそれぞれ対応する。奏聞・院奏・内覧と内裏議定・院御所議定・殿下議定とは相互関係にあり、職事弁官や院司・家司らはこれら両者に関与した。いいかえれば、決裁権者である天皇・撰関・院がそれぞれ参考意見を徴するために議定制が取られていたのである。著者もそれゆえ、後嵯峨院政下では、院伝奏が院奏と院評定の奉行の二つの面を併せ持ち、奏事と評定とが独立しているようでありながら有機的連関をもっていたと的確に指摘している(二二二頁)。この指摘はきわめて重要で、そのようなことは撰関政治においても、院政下のそれぞれの時期においても存在したはずである。しかし、著者は後嵯峨院政以外の時期については、公卿評定制を論じるのみで、奏聞・内覧・院奏との相互関係は解明されていない。

国家意志決定過程における議定制を重視してきた著者に対して、今後は奏聞・内覧・院奏のそれぞれの構造についても分析の対象

にしてほしいと思う。拙著で私が奏聞・内覧・院奏のそれぞれの構造をより重視して分析したのはそうした意図である。著者は一章で、私が院政期に陣定が衰退したとする点は同意できるが、撰関政治の時代に陣定が「衰退」したとする主張には同意できないと、研究史の総括方法も含めて批判する。

しかしながら、私は公卿議定制が撰関政治下で「衰退」したと主張したことはない。私は陣定の「形骸化」(一四七・一四八・一七三頁)「形式化」(一五六頁)「空洞化」(一六四頁)「地位の低下」(一九二頁)と主張しているが、著者はそれを「公卿会議の衰退」を主張したと読み替えている。誤解を生む文章しか書けなかった私の責任もあろう。一か所「撰関・院制期に公卿の合議制はむしろ衰退・形骸化」(一九二頁)と表現しているが、それは院政期をも念頭においてのものであった。私が、陣定の「形骸化」「形式化」「空洞化」を強調したのは、撰関政治期に公卿合議制に基づく太政官中心の処理ルートと職事弁官中心の処理ルートとの二つのルートが併存していたことを主張(一六三・一九九頁)し、国司苛政上訴など重要な国政処理は後者によって処理されている事実を指摘したかったためである。陣定は中世を通じて早く指摘していた(『中世に生きる律令』平凡社)。私も撰関政治の下で陣定が機能していたと考えている。だから、私は「衰退」とはいわずに、「形骸化」と表現した。それは歴史の評価の問題である。太政官制の象徴ともいえる行幸上卿は、院政期にも鎌倉時代にも任命されてはいるが、行事弁が実質的な執行者であった

ことほどの古記録からも明らかであろう。私は、日本のような革命のない国では、歴史の進展は古い道が衰退・消滅していくのではなく、古道はそのまま存続しながら、別に新しいパイパスを通じ、それがメイン道路となって社会が動いていくものと考えている。それゆえ、古道と新道どちらに注目して歴史を評価するかが大きな問題になる。私は後者を重視して歴史の評価をすべきだと思う。

祈年・月次・新嘗祭や荷前・神宝使などの派遣は中世においても国家大事であった。撰閣政治の下で叙位除目の権限が天皇と道長の手掌握されると、院政下においても撰閣家はその決裁権を手放さなかった。受領功過定の権限は公卿らが陣定を通じて最後まで掌握しようとしていたので、院政下でも陣定にかけるのが道理とされた。しかし、知行国制や院分国が一般化してくると、国雑掌らが作成すべき諸国公文までが中央の主計寮や主税寮の中央財政官人によって作成されるようになる。知行国主宗忠の因幡公文勸会では、殿下忠実の御教書が出されてようやく勘了できたのである（拙稿「院政期の地方国衙財政と民部省濟事」『三田中世史研究』三、一九九六）。院司受領や家司受領らが重任や延任して十数年にわたって特定の国司を一門が独占するようになる。こうなったとき、受領の人事権はどこにあると評価するのか。早川氏や橋本義彦氏らのように、昔からの政治運営が残っているから太政官政治は存続していると評価できるだろうか。道長の政治も太政官政治だと評価してよいのであろうか。私はそのようには思わない。職事弁官政治の発生は道長時代にみられていたと評価したのである。もちろん一般化するのには院政期と考えている。その

点御理解ねがえれば幸いである。

第二に、著者は公卿議定制には、天皇、撰閣、院の権力が制約を受ける面よりもその権力の補完、強化の役割こそ重視されてしかるべき（三五頁）だとし、院御所議定制についても院権力を掣肘するよりは後醍醐院政を強化する目的であった（二四七頁）として佐藤説などを批判する。その研究は史実の新しい一側面を照射した説得力をもっていることも事実である。しかし、その指摘は院政―鎌倉期の社会や国家の特質のなを明らかにしたことになるのだろうか。私にはそれが一向に見えてこなかった。公卿議定制で審議された議題は多くの一覽表であきらかにされているが、その審議内容やそれがだれの階級利害を代表しているのかの具体的な分析はみられない。陣定が莊園権門の個別利害を調整し領主間矛盾を調停する機関であったとした棚橋氏の規定は、著者によって院政期については否定された（六一頁）。著者は院政期の多様な公卿議定制の機能をどのように規定するのか、その本質論が見えない。陣定以外の公卿議定制が莊園権門の利害調整機関だと規定しているのか私には理解できなかった。

著者は、鎌倉後期の院政は諸権門の動揺のなかで院への権力集中がすすみ、幕府も得宗専制へと進行し院政を制約したゆえ、討幕へと進展したと説明する（二二三頁）。しかし、鎌倉後期における院権力の上昇や公家武家一体の徳政や訴訟制度の整備・寺社興行などは、すでに佐藤・笠松・海津・市沢哲諸氏も明らかにしてきたことであり、今や常識でさえある。むしろ、問題は院や得宗専制など政治権力の上昇がなにもゆえに、院政や天皇親政をめぐる政治路線の分裂となり、相互補完機能を果たしていたはずの

諸権門と国家権力が矛盾・対立を激化させ、内乱状況に突入していくかであろう。それは、権力者による政務の世界とは相對的に區別される社会の歴史性の変化なしには説明できないのではなからうか。権力の相互補完・強化にみえる政治現象とは別の世界でなかが起きていたのか。年貢公事の負担者やその下部に至るまでの政治権力が掌握できなかつたような在地社会の変質とはなんであつたのか。政治支配から遊離していく社会現象、地域的な公権力を複数分散していった側面、社会と国家とのズレなどについても説明がほしかつた。

著者は、序章と終章の両方において、故棚橋光男氏の後白河院研究を高く評価し、院政の文化創造、宗教史、美術史の解明を課題として提起している。著者による「文化の政治性」の追究はどのようなものになるのか。著者の研究の更なる進展と、次の著作の結実をたのしみに待ちたいと思う。

(A5判 二八五頁 索引三〇頁 一九九六年十一月 臨川書店)

七二〇円

(長野県立歴史館専門主事)